平成２８年（フ）第４６３号
大阪府和泉市鶴山台３丁目５番97―106号、前住所大阪府和泉市青葉台３丁目33番21号
債務者　井阪　照代
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４７０号
大阪府岸和田市額原町592番地事業団住宅３棟401号
債務者　山﨑　教子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４８２号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目４番１―301号
債務者　札野喜代治
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４８７号
大阪府岸和田市小松里町2050番地バリュー藪405号
債務者　西川　　清
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４８８号
大阪府貝塚市森403番地レオパレスあおぞら206号、前住所大阪府高石市綾園１丁目12番３―509号
債務者　垣内　宏之
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４８９号
大阪府岸和田市中井町３丁目17番８―305号
債務者　森　　弥樹
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４９０号
大阪府泉佐野市松風台２丁目６番29号
債務者　中川　福惠
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４９２号
大阪府和泉市府中町５丁目９番22号グリーンハイツ府中Ｂ―106
債務者　中原　艶子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４９３号
大阪府泉南市樽井６丁目３番14号、住民票上の住所大阪府泉南市樽井５丁目５番８号
債務者　百瀬満喜子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４９４号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―306号
債務者　牧野　和恵
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４９６号
大阪府貝塚市橋本684番地２棟103号
債務者　朝川　純夫
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４９７号
大阪府貝塚市橋本684番地２棟103号
債務者　朝川　弘美
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４９８号
大阪府和泉市室堂町782番地の64
債務者　糸川ナツヨ
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５００号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目８番11―303号
債務者　安藤　麻耶
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５０１号
大阪府岸和田市下野町４丁目６番16―202号
債務者　三沢得龍こと　金　　得龍
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５０３号
大阪府岸和田市小松里町2332番地ファロス204号
債務者　竹川　由美
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５０５号
大阪府泉大津市曽根町２丁目１番22号
債務者　妹野裕美子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係